

「吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱」が新たに制定されました

- ◆「吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱」は、平成30年4月1日から施行されます。
- ◆平成30年3月31日までに「消防施設に関する協議書（様式第1号）」を提出された場合は、現行の「消防施設に関する指導要綱」が適応となりますが、平成30年4月1日以降に「消防水利施設等に関する協議書（様式第1号）」を提出された場合は、新たに制定された「吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱」の適応となりますので、ご理解ご協力をお願いします。

現在

「消防施設に関する協議書（様式第1号）」の提出

「消防施設に関する指導要綱」の適応

H30.3.31 まで

H30.4.1 から

「消防水利施設等に関する協議書（様式第1号）」の提出

「吉川松伏消防組合消防水利施設等に関する指導要綱」の適応